

番号	被 処 分 者	処分内容	事 案 の 概 要
1	釧路管内 義務教育学校 教 諭 男 性 （53歳）	減給2か月 給 料 の 10分の1	令和5年5月、学校行事の引率中に、宿泊施設で、複数の生徒と打合せをしていた際、男子生徒が真面目に話を聞いていないと勘違いし、感情的になり、ベッドに座っていた当該男子生徒を押し倒し、そのまま右手で首を押さえ付けた。
2	帯広市 特別支援学校 教 諭 男 性 （58歳）	減給2か月 給 料 の 10分の1	令和5年7月27日（木）、自家用車を運転し、商業施設の駐車場から車道に進出して左折進行する際に、歩道の直前で一時停止すべき注意義務を怠り、安全確認不十分のまま進行し、同歩道を左方から右方に向かい進行してきた男性運転の自転車前部に自車左前部を衝突させて自転車もろとも当該男性を路上に転倒させ、加療約1か月間を要する鼻骨骨折の傷害を負わせた。